

## 会 議 録

会議録	山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会														
開催日時	平成29年7月6日(木)午後1時55分～午後3時05分														
開催場所	山陽小野田市役所 3階 議会会議室1														
出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">小野田心和園</td> <td style="width: 50%;">医局長 柴田朋彦</td> </tr> <tr> <td>長生園</td> <td>施設長 今田 格 (会長)</td> </tr> <tr> <td>小野田老人ホーム</td> <td>施設長 山崎照代 (副会長)</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td>所 長 荒川智美</td> </tr> </table> <p>&lt;事務局&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">健康福祉部部長 河合久雄</td> <td style="width: 50%;">健康福祉部次長 兼本裕子</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉課課長 吉岡忠司</td> <td>高齢福祉係係長 古谷雅俊</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉係主事 光永直樹</td> <td>高齢福祉課主査 石井尚子</td> </tr> </table>	小野田心和園	医局長 柴田朋彦	長生園	施設長 今田 格 (会長)	小野田老人ホーム	施設長 山崎照代 (副会長)	地域包括支援センター	所 長 荒川智美	健康福祉部部長 河合久雄	健康福祉部次長 兼本裕子	高齢福祉課課長 吉岡忠司	高齢福祉係係長 古谷雅俊	高齢福祉係主事 光永直樹	高齢福祉課主査 石井尚子
小野田心和園	医局長 柴田朋彦														
長生園	施設長 今田 格 (会長)														
小野田老人ホーム	施設長 山崎照代 (副会長)														
地域包括支援センター	所 長 荒川智美														
健康福祉部部長 河合久雄	健康福祉部次長 兼本裕子														
高齢福祉課課長 吉岡忠司	高齢福祉係係長 古谷雅俊														
高齢福祉係主事 光永直樹	高齢福祉課主査 石井尚子														
欠席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">山口県宇部健康福祉センター</td> <td style="width: 50%;">所 長 恵上博文</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市民病院</td> <td>副院長 豊重充広</td> </tr> </table>	山口県宇部健康福祉センター	所 長 恵上博文	山陽小野田市民病院	副院長 豊重充広										
山口県宇部健康福祉センター	所 長 恵上博文														
山陽小野田市民病院	副院長 豊重充広														
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康福祉部長あいさつ</li> <li>2 会長あいさつ</li> <li>3 自己紹介</li> <li>4 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新規入所者について</li> <li>(2) 被措置者継続判定について</li> </ol> </li> </ol>														
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジュメ</li> <li>・山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会委員名簿</li> <li>・平成28年度の入所者について</li> <li>・平成28年度老人ホーム入所者生活記録報告書 (小野田老人ホーム、長生園、市外施設)</li> <li>・山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会規則</li> </ul>														
結果	<p>(1) 新規入所者について 事務局が資料に沿って報告した。特に質疑はなかった。</p> <p>(2) 被措置者継続判定について 市内の小野田老人ホーム及び長生園の入所者について、両施設長が説明を行った。また、市外施設(博愛園、共楽荘)の入所者については事務局が説明を行った。</p> <p>(質疑)</p> <p>委員：養護老人ホームは、身の周りの事が出来る程度の方が対象と認識している。先程の報告からは要介護5の方もおられるようである。要介護3以上は特老の対象者と思うが養護での対応は可能なのか。</p>														

会 長：現在、要介護の方は何人程度か。

事務局：項目として介護度の記述をする様式になっていないので正確な人数等は不明。

委 員：小野田老人ホームでは特定施設をとっており、現在19名が対象となっている。また、要介護5は3人。  
法人の方針として、このホームで最後までみてほしいという希望が本人や家族にあれば最後の看取りまで行う。

委 員：長生園でも介護度での判断はなく、徘徊や暴力行為等で対応困難な場合以外は継続としている。

委 員：支援は可能であってもやはりその方の状態にあった施設への移行ということは必要ではないのか。  
措置を行う側としてはどのように考えるのか。

事務局：市としては、基本的には施設にはそれぞれ役割があるので介護度の高い方は特別養護老人ホームが適していると思う。本人や家族の意志は必要だが、一般的には介護度の高い方は特養へ移っていただくべきと思う。

委 員：外部サービスも取り入れる事もしているので介護度が上がったから即対応できないということはない。  
市が退所するようにいわれれば仕方がないが。

委 員：入所の時の判断は市で行っているが、特老へ移行するべきかどうかの判断はどこがするのか。  
入所の形態が一般とは違い措置であるので、どこで判断すべきなのかがよくわからない。  
ご家族が判断されるのを待つのか、

事務局：措置が妥当であるかどうかの判断はこの判定委員の中で行うこととなっている。

委 員：養護への入所を待っている人もいると聞くので、果たして今の状態が望ましいのか疑問。

委 員：待っている人がいるかもしれないが、いざ入所が可能になってもすぐに入るといふことにならない場合がある。

事務局：20人程度の待機がおられるが、実際に順番が来るともう少しこのままでいいと言われる人が多いが全員ではない。

会 長：実際は、施設がみれるかどうかでの判断になっている。

委 員：特老の待機の状態はどの程度か。

委 員：4～5人程度と思う。

事務局：介護度が高い方はもちろん、その方がより適切な場所におられるようこの判定委員会での情報交換を充実させ協議を深めていきたいと思う。

	<p>会 長：小野田老人ホームで、腎透析への通院が負担になり入院対応になりそうな方、長生園で家族の希望にて特老へ入所予定の方がおられるが、現時点での入所者については、全員措置継続ということとなりました。 これで入所判定委員会を終わります。</p>
<p>今 後</p>	<p>(1) 入所者生活記録報告書の様式について 介護度及び認知症自立度の記入欄を設ける。</p> <p>(2) 入所者生活記録報告書の事前配布について 年1回の会議であるのに資料をみるだけの余裕しかないため、資料を事前配布し有効な内容となるようにする。</p> <p>(3) 要介護3以上になった方について 養護老人ホームでの措置が妥当か、特別養護老人ホームへ移行しない場合その理由を明確化していく。 他市からの利用者については、該当市へ確認する。</p>